



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

東京都葛飾区立石三丁目 19 番 3 号
株 式 会 社 ユ ー ジ ン
代 表 取 締 役 社 長 代 行 奥 秋 四 良
(コード番号: 7828)

問い合わせ先:

取 締 役 管 理 本 部 長 嶋 田 修
電 話 番 号 03 (3696) 6001 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、6 月 22 日開催予定の第 20 期定時株主総会に下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」第 939 条の規定により、当社の公告の方法を日本経済新聞への掲載からより効果的で経済的であるインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 当社株式のジャスダック証券取引所への上場により、当社が発行する株券は「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)に基づき株式会社証券保管振替機構の取扱対象銘柄となり、保管振替制度に加入しました。これに伴い所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行により、定款に定めることで可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。
取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を追加するものであります。
社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を追加するものであります。
- (4) その他、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に合わせ、株券の発行のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人の各機関の設置等を明記するとともに、用語の変更等所要の手当を行うものであります。

2. 変更の内容

次頁以降のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ユージンと称し、英文ではYUJIN COMPANY, LTD. と記す。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 各種玩具及び食品付玩具の企画、製造、販売及び輸出入2 日用雑貨類の販売及び輸出入3 菓子食品の企画、製造ならびに販売4 遊戯場の経営5 前各号に附帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都葛飾区に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、56,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <ol style="list-style-type: none">2 本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。 <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、56,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第6条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得</u>することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使<u>することができる株主とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none">2 (現行どおり) <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株式および端株につき株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、株券喪失登録の手続、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>3 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、端株原簿および新株予約権原簿</u>ならびに株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、実質株主名簿、端株原簿および新株予約権原簿</u>への記載または記録、端株の買取り、株券喪失登録の手続、その他株式および端株に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式取扱規程)</p>
<p>第9条 当社の株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、株券喪失登録の手続、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第10条 当社の株券の種類ならびに<u>株主名簿、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、株券喪失登録の手続、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第三章 株主総会</p>	<p>第三章 株主総会</p>
<p>(株主総会の招集)</p>	<p>(株主総会の招集)</p>
<p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p>
<p>2 株主総会は、当社本店所在地の他、東京都区内のいずれかにおいて開催する。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p>	<p>(招集権者および議長)</p>
<p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p>	<p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第15条 株主総会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録に記載または記録する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第四章 取締役および取締役会 (員 数) 第15条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時まで</u>とする。</p> <p>2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>第四章 取締役および取締役会 (員 数) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第17条 取締役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第18条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで</u>とする。</p> <p>2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置) 第19条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第23条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第1項第5号の行為</u>に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に<u>同条第1項第5号の行為</u>による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第五章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事については、<u>法令で定めるところにより</u>議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に<u>同法第423条第1項</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第五章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当社は、<u>4名以内の監査役を置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第33条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(監査役の実任免除) 第30条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって監査役(監査役であった者を含む。)</u>の実任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(監査役の実任免除) 第35条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>第六章 会計監査人</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>(会計監査人)</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>第36条 当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>(選任および任期)</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>(報酬等)</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>(会計監査人の責任限定契約)</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1千 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第六章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金および中間配当金は、</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第七章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。</p> <p>(期末配当)</p> <p>第41条 当社の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿または<u>端株原簿</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>剰余金の配当(中間配当を含む。)</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以 上